

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年1月20日認可した。

平成28年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）有明畑かん地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）入樋近井地区